

虐待防止および身体拘束適正化に関する取組について

当事業所では、児童の尊厳を守り、安全で安心できる支援を提供するため、虐待防止および身体拘束適正化に積極的に取り組んでおります。

1. 委員会の設置

安全・権利擁護統合委員会を設置し、虐待防止および身体拘束適正化に関する事項を定期的に協議しております。

2. 指針の整備

虐待防止指針および身体拘束適正化指針を策定し、全職員に周知徹底しております。

3. 研修の実施

年1回以上、全職員を対象とした虐待防止および身体拘束適正化に関する研修を実施し、支援の質の向上に努めております。

4. 身体拘束の適正化

身体拘束は原則として行いません。やむを得ず実施する場合には、必要性・緊急性・一時性を十分に検討し、保護者への説明および記録を行います。

5. 相談・通報体制

虐待に関する相談や通報については、速やかに管理者へ報告し、関係機関と連携のうえ適切に対応いたします。

今後も児童の権利擁護を最優先に、継続的な体制整備と見直しを行ってまいります。

